

東日本大震災で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度について（概要）

東日本大震災で被災した宗教法人の建物等の復旧のために、宗教法人が募集する寄附金で、次の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものについては、寄附者が所得税又は法人税の税制上の優遇措置（※）を受けることができます。

本制度は平成 29年3月31日を期限とする制度でしたが、このたび、平成31年3月31日まで期限が延長されました。

※延長された優遇措置の内容

個人の場合…所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額が所得から控除されます。

法人の場合…寄附金の全額を損金に算入できます。

1 対象となる施設

「震災復旧寄附金」の募集の対象となる施設は、建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産（以下「建物等」といいます。）で、次の要件を全て満たしているものが対象となります。

- ①宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること。
- ②東日本大震災により、建物等が滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、又はその利用の継続が困難であること。

2 対象となる費用

1の施設の原状回復のために必要な費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、法人の自己資金、借入金及び補助金によって賄えない部分が対象となります。

3 所轄庁への確認の申請

単立宗教法人及び包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する必要があります。被包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する方法と包括宗教法人を通じて申請する方法があります（併用不可）。

所轄庁による確認の期限は、平成31年3月31日までです。

なお、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は平成31年4月1日から平成33年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができます。

4 対象となる期間

所轄庁による確認を受けた日の翌日から3年以内で、法人が募集要項で定めた日までです。

5 御留意いただきたい点

- (1) 建物等について、既に代金の支払を行っている場合は本制度の対象となりません。
- (2) あくまで東日本大震災により被災した建物等であることが要件となるため、罹災証明書等が全壊判定ではなく、半壊等の場合の建て替えは、修繕対応が不可能であることについて建築士の意見書等の参考資料を御提出いただき、該当するか判断させていただきます。
- (3) 法人の資産状況から、寄附金の募集に依らなくても復旧が可能と判断される場合は、本制度の対象となりません。
- (4) 原状回復のための復旧事業である必要がありますので、新たに付加された機能や施設の大幅な変更については対象となりません。
- (5) 動産については、当該動産が被災前に実在し、かつ、震災により滅失又は損壊したことが資料により確認できることが必要となります。
- (6) 募金自体について、信者等への割当てがなされ、半強制的に行われているという批判がなされないように御注意願います。

(注) 詳しくは、「指定寄附金制度に係る申請の手引」を御参考ください。

手引は宮城県私学文書課の HP (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sibun/>) からダウンロードするか、宮城県私学文書課まで電話(022-211-2295)でお問い合わせください。後日郵送等させていただきます。

また、申請に当たっては、あらかじめ宮城県私学文書課に御相談ください。